

発議第1号

志木市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条第1項及び志木市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和3年3月17日

提出者 志木市議会議員 鈴木 潔

賛成者 志木市議会議員 与儀 大介

〃 〃 今村 弘志

〃 〃 河野 芳徳

志木市議会議長
安藤圭介様

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、規定の整備をしたいので、地方自治法第112条第1項及び志木市議会会議規則第14条第1項の規定により、この案を提出するものである。

志木市議会委員会条例の一部を改正する条例

志木市議会委員会条例（昭和４９年志木市条例第４６号）の一部を次のように改正する。

第１５条の２中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。